

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年5月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300217 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2400002 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年11月30日の標準賞与額を58万4,000円に訂正することが必要である。

令和3年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年11月30日

A社に勤務している期間のうち、請求期間に支払われた賞与の記録がないので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給料明細書(令和3年 特別報酬)により、請求者は、請求期間において、同社から58万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年11月30日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所の担当者は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の提出を失念していた旨を陳述しており、事業主より提出された、当該賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年2月1日に年金事務所で受付されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の令和3年11月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。